

平 成 2 6 年 度

明石市公営企業会計決算審査意見書

明 石 市 監 査 委 員

明 監 第 6 8 号

平成27年(2015年)8月3日

明石市長 泉 房 穂 様

明石市監査委員 林 郁 朗

同 星 川 啓 明

同 千 住 啓 介

同 宮 坂 祐 太

平成26年度明石市公営企業会計決算審査意見について

地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成26年度明石市公営企業
会計（水道事業会計、大蔵海岸整備事業会計）の決算及び決算附属書類を審査
した結果、次のとおり意見を提出します。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
水道事業会計		3
1	予算執行状況について	3
2	業務状況について	7
3	経営成績について	9
4	財政状況について	13
5	財務分析について	16
6	キャッシュ・フローの状況について	17
7	その他の事項について	18
8	会計基準の主な改正項目について	19
9	意見	20
	資料	23
大蔵海岸整備事業会計		31
1	予算執行状況について	31
2	業務状況について	32
3	経営成績について	32
4	財政状況について	33
5	キャッシュ・フローの状況について	34
6	会計基準の主な改正項目について	34
7	意見	35
	資料	37

(凡例)

- 1 文中の金額は、原則として万円単位で表示し、表示単位未満を切り捨てた。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 2 各表のうち、千円単位で表示しているものは、表示単位未満を切り捨てている。また、割合については、それぞれの数値毎に単位未満を四捨五入している。このため、合計と内訳の計とが一致しない場合がある。
- 3 文中及び各表中、「執行率」と表示のあるものは、予算現額に対する決算額の割合である。〔執行率＝決算額／予算現額×100〕
- 4 各表中の年度のうち、元号を省略しているものは、すべて「平成」である。
- 5 文中及び各表中に用いる比率及び平均値は、原則として表示単位未満を四捨五入した。
- 6 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - △ …………… 減少、低下又はマイナスを表す。
 - 0 又は 0.0 …… 0 又は該当数値はあるが表示単位未満のものを表す。
 - …………… 該当数値のないもの、算出不能のもの又は無意味のものを表す。

平成26年度明石市公営企業会計決算審査意見

第1 審査の対象

平成26年度明石市水道事業会計決算

平成26年度明石市大蔵海岸整備事業会計決算

第2 審査の期間

平成27年6月8日から平成27年8月3日まで

第3 審査の方法

審査に当たっては、地方公営企業法（以下「法」という。）第30条及び法施行令第23条の規定に基づく決算書類及び決算附属書類が、法及び関係法令に準拠して作成されているか並びに各公営企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかについて、計数の点検、関係諸帳簿との照合、関係職員に対する質問その他必要と認めた審査の実施手続を用いた。また、計数の分析を行い、各公営企業の経営活動において、経済性が発揮されているか、公共の福祉を増進するように運営されているかについても慎重に審査した。

なお、各公営企業会計においては、平成26年度から地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令（平成24年政令第20号）等に基づく新しい地方公営企業会計基準（以下「新会計基準」という。）を適用して、決算を調製し、決算書類及び決算附属書類を作成されていることから、これについても確認を行った。

第4 審査の結果

審査に付された各公営企業会計の決算書類及び決算附属書類は、新会計基準に対応したうえ、法及び関係法令に準拠して作成され、平成26年度の経営成績及び同年度末日現在の財政状態を適正に表示しているものと認められた。

各公営企業の予算執行状況、業務状況、経営成績、財政状況などの概要とそれらに対する審査意見は、次のとおりである。

